平成２２年（フ）第１２６号
高知県香南市野市町新宮22番地４
債務者　森　八恵子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３３号
高知市愛宕町３丁目11番28号　エンリッチマンション５Ｂ
債務者　横山　　彰
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３４号
高知県香南市野市町新宮22番地４
債務者　森　　敦子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山155番地３
債務者　荒木実千代
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２０号
福岡県直方市大字頓野1290番地25
債務者　矢野　雪絵
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２４号
福岡県直方市大字下新入671番地１、前住所福岡県田川市大字糒2481番地３
債務者　毛利奈々美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２５号
福岡県宮若市倉久1853―１、住民票上の住所北九州市八幡西区上の原一丁目14番９号
債務者　佐藤　則行
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２６号
福岡県鞍手郡鞍手町大字猪倉331番地
債務者　郷原美佐子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２８号
福岡県宮若市鶴田1890番地１
債務者　野田　真紀
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第７３号
福岡県久留米市北野町大城554番地１
債務者　柳　　義貢
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１０号
福岡県柳川市三橋町蒲船津219番地８
債務者　坂田　一則
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
福岡県柳川市下宮永町207番地６　エムハウス102号
債務者　坂井　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1464番地の１
債務者　岩下　哲士
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３８号
福岡県田川郡福智町金田851番地
債務者　古賀ミサヨ（旧姓舛岡）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第８号
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触2382番地１
債務者　立場川幸一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第１６２号
大分県別府市大字平道1084番地の２
債務者　安部　泉江
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８４２号
鹿児島県日置市伊集院町郡2405番地３
債務者　西　　小巻
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係